

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービス事業者である株式会社 N・S・S（以下「当該事業者」という。）が運営する「!-factory takeda（エクスクラメーションファクトリー タケダ）」（以下「当該事業所」という。）について、不正請求の疑いにより、監査を実施しました。

その結果、当該事業所が、サービス管理責任者（利用者ごとの個別支援計画の作成や、他の従業者に対する技術的指導及び助言等を行う者）を配置していないにもかかわらず、サービス管理責任者を配置していると装い、サービス管理責任者を未配置の場合に必要な減算等を行わずに訓練等給付費（以下「給付費」という。）を不正に請求し、受領した事実等を確認しました。

このため、令和7年3月13日付けで、当該事業者に対し、①「指定取消」の行政処分を実施すること（令和7年5月1日効力発生）、②不正に請求し、受領していた給付費について、法に基づく加算金を含めた額の返還を求めることを通知しましたので、報告します。

記

1 対象事業所

- (1) 名 称 !-factory takeda（就労継続支援B型）
- (2) 開設法人 株式会社 N・S・S（代表取締役 吉野 大地）
- (3) 所 在 地 伏見区中島北ノ口町1番地 ルビラ1階
- (4) 指 定 日 平成25年2月1日
- (5) 管 理 者
- (6) 利用定員 20名
- (7) 従たる事業所

従たる事業所（※）として、上京区で「KYOGOKU DINING」を運営。
就労継続支援B型として障害のある方が就労している。

※従たる事業所とは

人員要件（主たる事業所及び従たる事業所のそれぞれに常勤かつ専従の従業員が1名ずつ確保されていること）、距離要件（主たる事業所と従たる事業所との間を概ね30分以内で行き来できること）等を満たし、主たる事業所（!-factory takeda）と一体的に運営可能と認められた事業所。

2 監査の実施結果

(1) 監査に至る経過

当該事業所に対しては、令和5年4月に事業所を訪問して運営指導を実施し、未配置であったサービス管理責任者を配置するよう指導しており、同年8月にサービス管理責任者を配置した旨報告を受けていた。

令和6年10月10日付けで、令和5年8月に配置したサービス管理責任者が、急に退職（実際には、令和5年9月中に退職済）したことを理由に、みなしサービス管理責任者（※）配置の届出書が提出された。

サービス管理責任者の配置後の事業所運営について確認するため、令和6年12月に無通告による運営指導を実施し、後日、運営指導時に不在であった管理者に聴き取りを行ったところ、令和5年8月に配置の報告があったサービス管理責任者が実際には未配置であった疑いが濃厚となったため、法に基づく監査に切り替えた。

※みなし配置とは

退職、病休など事業所の責に属さないやむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠如した場合、欠如後1年間は、一定の実務経験要件を満たす者等をサービス管理責任者とみなして配置できる。（サービス管理責任者基礎研修を修了している場合は最長2年間配置可能）

(2) 監査の実施

令和6年12月19日に、無通告による運営指導を実施し、当該事業所への立入検査を実施したが、管理者及びみなしサービス管理責任者が不在であったため、同年12月23日に、管理者及びみなしサービス管理責任者、開設法人の代表取締役補佐に対して聴取を行った。以降、令和7年1月20日まで、書類の確認等の調査を実施した。

<主な監査等経過>

ア 令和6年12月19日

当該事業所へ赴いての無通告による運営指導を実施。管理者及びみなしサービス管理責任者が不在であったため、代表取締役補佐が対応。後日の書類徴取及び管理者、サービス管理責任者等への聴取を依頼した。

イ 令和6年12月23日

当該事業所の管理者及びみなしサービス管理責任者、代表取締役補佐への聴き取り及び書類徴取を実施し、管理者から、「令和5年10月頃から前サービス管理責任者が不在のことが多くなり、以降、前サービス管理責任者との接点がなかった」との発言があったため、より強い調査権限を持つ法に基づく監査に切り替えた。

代表取締役補佐への聴取において、①令和5年8月に配置したサービス管理責任者が同年9月中に退職し、未配置となった後も、本市へ必要な届出を行う

際には、サービス管理責任者を配置しているものとする虚偽の書類を提出したこと、②監査において提出したサービス管理責任者が勤務していたとする虚偽の出勤簿は自ら作成したこと、③サービス管理責任者が作成すべき利用者ごとの個別支援計画をサービス管理責任者ではない別の者が作成していたこと、を認めた。

ウ 令和6年12月26日

開設法人の代表取締役に対する聴取を実施。代表取締役は、「自分は、福祉については素人であり、サービス管理責任者が未配置であることは把握していたが、緊急に配置しないとイケないという認識がなかった。代表取締役補佐が、本市へ虚偽の書類を提出したことも知らなかった。」と発言した。

(3) 監査で確認した事実

ア 不正請求（法第50条第1項第6号）

令和5年8月28日付けで配置したサービス管理責任者が令和5年9月中に退職した後、令和6年12月まで、サービス管理責任者を未配置のままサービス提供を行っていたにもかかわらず、サービス管理責任者が未配置の場合に必要な減算及び個別支援計画（就労継続支援B型計画）未作成に伴う減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し、受領した。本市へ必要な届出を行う際には、サービス管理責任者を配置しているとする虚偽の書類を提出し、サービス管理責任者が未配置であることを隠蔽していた。

【不正請求額約1,470万円】

なお、当該不正請求額には、本市への不正請求以外に、当該事業者が他都市へ不正に請求していた給付費が約310万円含まれている（本市への不正請求額は、約1,160万円）。

イ 虚偽報告（法第50条第1項第7号）

監査（法第48条第1項に基づく検査）において、当該事業所は、令和5年9月から令和6年9月まで既に退職したサービス管理責任者が勤務したとする虚偽の出勤簿を提出した。

ウ 運営基準違反（法第50条第1項第5号）

サービス管理責任者が作成する必要がある利用者ごとの個別支援計画（就労継続支援B型計画）について、サービス管理責任者ではない別の者が作成していた。また、個別支援計画には、退職したサービス管理責任者を作成者と記載していた。

3 行政処分の実施

(1) 処分内容

指定取消（令和7年5月1日効力発生）

(2) 処分理由

給付費に係る不正請求、虚偽報告及び運営基準違反
(法第50条第1項第5号、第6号及び第7号に該当)

(3) 経済上の措置

法第8条第2項に基づき、本市に不正に請求していた給付費について返還を求めるとともに、不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

請求額	16,253,664円
(不正請求額)	11,609,760円
(加算額)	4,643,904円

4 利用者への対応

当該事業者の責任において、利用者に対し他事業所のあっせん等を進めている。本市としては利用者が継続的に障害福祉サービスを受けることができるよう、当該事業者における他事業所のあっせん等の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、各区役所・支所保健福祉センターでも相談に応じる。

5 今後の取組

今回の事案を受け、このような不正請求を防ぐ取組として、事業所への注意喚起等の取組を進めていく。

- (1) 障害福祉サービスの全事業所に対して、処分内容について周知するとともに、本市へ必要な届出等を行うにあたり、実態と異なる資料を提出した場合は厳正に対処するため、事業所において十分に確認したうえで届出等を行うよう注意喚起した。
- (2) 毎年度実施している事業者に対する集団指導において、今回の事案と行政処分の内容等を全事業者に周知し、本市への届出書など各種重要書類は、組織的に決裁を行うこと等について注意喚起を図る。
- (3) 障害福祉サービス事業所に赴いて定期的実施している運営指導について、就労継続支援B型事業所を重点的に実施する。